

## 地下水指針改定の骨子（案）

## ◇ 基本的な考え方

現行指針の取組みを踏襲しつつ、大雪時の地下水位低下の拡大等の新たな課題への対応とDX等新たな技術を活用した取組みを盛り込む。

## 第1章 総論

指針の趣旨や位置づけを整理するとともに、期間、対象等の基本事項を定める。

## 1 趣旨

将来にわたり本県の貴重な地下水を保全し、適正に利用するとともに、地下水の涵養を図っていくための取組みを明らかにする

## 2 位置づけ

- (1) 環境基本計画に基づく地下水保全に関する個別計画
- (2) 「とやま 21 世紀水ビジョン」（水循環基本法に基づく流域水循環計画）の水源地対策に関連する個別計画であり、地下水の適正な保全と利用について定めるもの
- (3) 県民、事業者及び行政が地下水を利用するにあたっての配慮や地下水保全等に取り組む際の指針となるもの

## 3 計画期間

計画期間は特に定めず、概ね5年を目途に見直しを検討

## 4 対象地域

- (1) 保全・適正利用：地下水の賦存する平野部
- (2) 涵養：山間部を含めた県下全域

## 第2章 地下水を取り巻く現状と課題

本県の地下水（量）を取り巻く現状と課題について整理する。

## 主な課題等

- ・ 消雪設備と消雪用地下水採取量が増大するとともに、平成30年や令和3年1月のように、記録的な大雪が見られるようになり、市街地等での降雪時の地下水位低下が拡大
- ・ 降雪や融雪時期の変化等想定される気候変動影響を考慮した取組みの推進が必要
- ・ 住宅地や工業用地等の土地開発、水田面積の減少等による涵養量の減少の懸念
- ・ 将来にわたり、地域に根差した地下水保全活動を促進するため、次世代の担い手の育成が必要
- ・ 地下水位観測結果の迅速な集計・提供を行うとともに、観測井の保守管理を合理化するため、最新のデジタル技術を活用したテレメータシステムの導入拡充が必要
- ・ 環境基本計画の改定（R4.3）（「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら、持続可能でウェルビーイング（真の幸せ）が向上した社会」を目標とし、SDGsの考え方を踏まえて施策を推進）
- ・ 水循環基本法の改正（R3.6）（地下水の適正な保全と利用に関する規定が追加）

### 第3章 地下水指針の目標と指標

指針の目標を設定するとともに、取組みを着実に実施するための具体的な数値目標等を定める。

#### 目標（現行）

- ・ 豊かで清らかな地下水の保全と次世代につなぐ健全な水循環の確保

#### 指標

- ・ 適正揚水量
- ・ 地下水位（長期平均値）
- ・ 冬期間の注意喚起水位
- ・ 冬期間後の地下水位（4月の月平均値）
- ・ 森林整備延べ面積
- ・ 地下水位データのリアルタイム提供を行う（テレメータ化された）観測地点数
- ・ 環境保全活動取組者数

### 第4章 地下水の保全と適正利用、涵養に向けた取組み

地下水指針の目標を達成するため、以下の取組みを推進


※ 新たに盛り込む施策については、別紙参照

- ① 地下水条例による規制
- ② 開発事業における配慮
- ③ 地下水の節水・利用の合理化
- ④ 冬期間の地下水位低下対策の推進
- ⑤ 地下水障害等の監視体制の整備
- ⑥ 水循環系の健全性の確保
- ⑦ 地下水の涵養の普及・拡大
- ⑧ 調査・研究の推進
- ⑨ 地下水利用者における自主的対策の推進
- ⑩ 地下水の保全と創水に係る意識の高揚及び取組みの拡大
- ⑪ 新たな分野における地下水利用の拡大

### 第5章 地下水指針の推進

各主体の役割を示すとともに、計画の推進体制、進行管理の方法を定める。

次期地下水指針において新たに盛り込む施策(案)等

主な課題等	背景等	新たな施策(案)等	関連するSDGsのゴール
冬期間の地下水位低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消雪用揚水施設・地下水揚水量が増加傾向</li> <li>・ 市街地で冬期間の地下水位低下が拡大</li> </ul>	<b>A 冬期間の地下水位低下対策の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市街地等著しい地下水位低下が懸念される地点を中心としたテレメータシステムの導入拡充</li> <li>② DXを活用した消雪設備の適正な設定・維持管理に関する普及啓発</li> <li>③ 積雪深・降雪量・気温や降雪量と地下水位低下量との関係など参考情報のリアルタイム提供 (参考) 現行指針での主な施策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雪に伴う地下水位低下時の注意報発令と節水への協力の呼びかけ(富山市、高岡市)</li> <li>・ リアルタイムでの地下水位観測と情報提供(7か所)</li> </ul> </li> </ul>	  
		<b>B 地下水障害等の監視体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 地下水位情報の長期的な蓄積と評価</li> <li>⑤ 県内市町村等で行われている地下水位観測情報の集約・調査研究との連携</li> <li>⑥ テレメータシステムの導入拡充 [再掲] (参考) 現行指針での主な施策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水位や塩水化の状況の監視</li> </ul> </li> </ul>	 
気候変動影響への適応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雨の発生回数及び無降水日数が増加との将来予測</li> <li>・ 年降雪量は減少するが「ドカ雪」のリスクは残るとの将来予測</li> </ul>	<b>C 水循環系の健全性の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの取組みを通じた水源地保全の推進 (参考) 現行指針での主な施策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水源涵養機能を有する森林の保全・整備</li> </ul> </li> <li>⑧ 適地に応じた水源地(水田、森林)保全の取組みの推進 (参考) 現行指針での主な施策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水源涵養機能を有する森林の保全・整備</li> </ul> </li> </ul>	   
		<b>D 地下水の涵養の普及・拡大</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ 地下水利用者における涵養の取組みの推進</li> <li>⑩ 治水、渇水対策の取組みを通じた地下水涵養の推進</li> </ul>	 
地下水保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地面積の減少</li> </ul>	<b>E 地下水の保全と創水に係る意識の高揚及び取組みの拡大</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑪ オンライン等の活用による環境学習の機会の提供の拡大</li> <li>⑫ 地下水保全の担い手「地下水の守り人」の拡充・支援の強化</li> </ul>	   
		<b>F 新たな分野における地下水利用の拡大</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑬ 新たな地下水利用における適正な利用の支援</li> </ul>	 

その他(他の計画、法令関係等)

- ・ 環境基本計画(R4.3改定)において、「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら、持続可能でウェルビーイング(真の幸せ)が向上した社会」を目標とし、SDGsの考え方を踏まえた施策の推進
- ・ 水循環基本法の改正(R3.6)により、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策に地下水の適正な保全と利用(地下水に関する情報の収集、協議会、採取の制限等)に関する規定が追加

指針の位置づけ、目標に反映